

手形ハ定期拂上ノ金銀
其形ハ定期拂上ノ金銀
其形ハ定期拂上ノ金銀

六條ノ要求期限ハ路程
及第九條呈示ノ期限外國
相當日數ノ猶豫ヲ與フ

行政上ノ成分ヲ請願セシ
第二條 郡區長及局長
願スヘン郡區長局長ノ指

主務卿ノ指令ニ服セサル
主務卿ニ請願シ主務卿ノ
願スルコトヲ得 各省卿

凡ソ請願スル者ハ
請願書ハ請願人
長ニ請願スル者ヲ除ク

其總代又ハ請願發起
長ノ與印ヲ受ルハ前ノ
示候事

田區美土代町四丁目當
同町出火ノ際紛失候旨
引ヲ爲ス可カラズ且其所

免職スルコトアルト
勤績年數ニ應シ滿年
給スヘン此旨相違候事

東政大臣三條實美
府縣 東京府沖繩館札
峴根室四縣除ク

司法省第三十四號
大審院裁判所 府縣ヲ除ク
樺戶及空知ノ集積監ニ拘禁中ノ囚人ニ對シ訊問ヲ要スル

明治十五年十二月十三日
內務省乙第六十七號
府縣 國郡 神尾根室札
嶮四縣ヲ除ク

東京府丙第三十七號
郡區役所 小笠原嶮出
張所 伊豆七島役所
明治十六年一月一日調現在ノ戶籍取調別表ニ記入シ郡區

叙任賞勳
從五位 竹添龜一郎
從五位 小笠原貞正
大藏少書記官兼參事院員外議官補從六位 浦 春暉

時事新報
朝鮮開國ノ先鞭者ハ誰シ
目下朝鮮ノ國勢ヲ案スルニ本年七八月ノ事變以來支那政

支那ノ內地ニ入りテ商業ヲ營ミ、各開港場ニモ往
々支那店ヲ設ルノ準備ヲ爲シ、其政府ニハ支那ヨリ顧問
ノ士ヲ聘スル等コレヲ要スルニ朝鮮爲中國之所屬ノ名ノ

本政府ガ特ニ使節ヲ派遣シテ朝鮮ノ開國ヲ促カントル其
目的ハ隣國ノ好ヲ以テ其人ノ睡眠ヲ醒マシ共ニ近時ノ
文明ヲ與ヒセントノ趣旨ニシテ締結以來專ラ此旨ニ從テ

我朝野共ニ大ニ注意ス可キ管ナリシカハ內國ノ事務多端
ノ上ニ明治十年西南ノ大戰爭其後モ機々ノ事ニ妨ケラレ
テ政府ニ於テモ其交際ニ就テハ甚ダ盡力シタルモノトモ

思ハレズ又我人民ノ彼ノ國ニ赴ク者モ實ニ爲ニ大買家
商ニシテ起リタルハ甚ダ稀ニシテ多クハ無産ノ輩ガ一

時世ノ變遷ヲ察スル者ニ
信ヲ取ルニ足ラズ殊ニ
子ノ流ガ特ニ彼ノ民情

朝鮮ノ國タル日本ト支那ト兩國ノ間ニ挾マリテ其國論
兩國ノ孰レカニ依賴シテ運動シ又變化スルハ論ヲ俟タズ

人ナリト容易ニ之ヲ看過セシコトナレハ近時文明ノ利器
ル蒸氣電信ノ力ハヨク此無爲ノ人民ヲテテ活潑ナル働

報紙上ニ論ヲシタルモアリ又今彼モ隨時論スル所アリ
トスル者ナレハ其條件ハ姑ク他日ニ譲リテ受ニ我日本國

其實財モ亦十倍シ、士人智略ナキニ非ズ、商人ヨク利ヲ營
ト雖ハ西洋近時ノ實學ニ身ヲ委テテ物理ノ天然原則ヲ

子ノ遺言ニシテ然カモ今日ノ事實ニ行ハレタルモノナ見
ズ理論ハ則チ談天彫龍ニシテ智略ハ盡張羅非子ノ書查ニ

文明ノ器ヲ買フタルモノナレハ固ヨリ以テ百年ノ基礎ト
爲スニ足ラズ畢竟彼等ガ虛妄徒大ノ罪ニシテ容易ニ反響

李鴻章ト云ヒ左宗棠ト云フガ如キモ個ノ老成謀國ニシテ其
智識ノ國勢ナル我日本小學ノ生徒ニ取ルナキヲ得ズ支那

全國無識ノ世界ト云テ可ナリ無識ノ人民ハ僅令ヒ一時ノ
虛勢ヲ振ルニ能ハズ其本、無識ノ人民ハ僅令ヒ一時ノ

雜報

保ス可キニ非ズンテ之ニ與ヨスルノ易ク又コレヲ

倒スノ易ク例ヘハ十數年前我日本國ノ形勢モ

殆ト今日ノ支那朝鮮ニ異ナラズ滿天下儒者ノ聲ヲ

シテ儒者ノ空氣ヲ以テ掩ヒ今ノ所謂法理文學學ノ如

キ職ニ當ル者無ク同ヲ彷彿タルモノナリシカハ當時

儒者區々ノ微力ヲ以テ西洋實學ノ主義ヲ唱ヒ當時

儒者一掃ヲシテ之ヲ改進黨ノ道ニ入ランメントテ終

結一ノ如クニ至テハ儒流都テ顔色ナシ或

ハ卒ニノ反動ヲ以テ復古ノ情況アルガ如クナルモ

儒者再ビ燃ニ可ラズ結局日本ニ於テハ儒儒ヲ倒シテ

リタルモノナリ飯合ヒ其人ヲ倒ヤルモ儒儒學ノ精

神ハ既ニ已ニ死シタリト云ハザルヲ得ズ既ニ内國ノ

腐儒ヲ倒シタリ猶テ外國ノ腐儒ヲ征伐スル決シテ難

事ニ非ズ蓋シ學者難取ノ氣象ハ正ニ此邊ニ在テ存ス

可キモノナリ故ニ我輩ハ朝鮮ノ近況ヲ察シ一時支那

人ガ處勢ヲ過フスルヲ見テ一度ヒハ其活潑ナルニ驚

クト雖ニ結局朝鮮ノ人民ヲ導テ文明開化ノ道ニ誘引

スルハ支那人ノ企テ及ブ所ニ非スシテ特ニ我日本ハ

ノ正ニ任ス可キ所ナレハ吾人ハ支那ト争フニ兵力ヲ

以テスルノ外ニ我獨得ノ學問ヲ以テシテ吾人が朝鮮

國ヲ開キタル先鞭ノ榮譽ヲ全フセント欲スル者ナリ

○御煤拂 宮中御煤拂の事の前号へ記せしが猶來る

二十三日陸軍士官學校生徒卒業式へ 聖上御臨幸在

らせらるゝ御留守中王座及び御間近は箇所御煤拂

十八日ありしといふ

○歴代勲筆 大佛妙法院村田中教正より北垣京都府

知事を経て富小路侍從へ差出さるる勲筆の点數を

聞くは後白川天皇。後鳥羽天皇。後深草天皇。後宇多

天皇。伏見天皇。後醍醐天皇。光嚴院天皇。後小松天皇

後土御門天皇。後柏原天皇。後土御門後柏原兩天皇御

合翰。後奈良天皇。後陽成天皇。後水尾天皇。後水尾

廣義門院御兩筆。後光明院天皇。後西院天皇。靈元院

天皇。東山院天皇。櫻町天皇。後桃園天皇。仁孝天皇。

後桃園天皇。光格天皇。後陽成天皇。靈元天皇。光格天

皇御合筆總て四十八幅七卷ありまじ

○寫眞 先頃福島縣下安積疏水式へ大臣參議の出張

ありしとき印刷局寫眞部の技手數名を隨行せしが該

式の模様疏水の景況を一々模寫しるるを同部より於て

調製し大臣參議及該工事を從事せし吏員へ一部づゝ

送らるゝ等して昨日岩倉右大臣の邸へ一部差送られ

るゝといふ

○離盃 據田外務少輔の明後十六日自邸へ朝鮮修信

使を招待して送別の會を開かれ各參議も參會せら

るゝといふ

○遠武秀行君 遠武海軍中佐は共同運輸會社の派

船買入れの爲め一昨十二日横濱解纜の米國郵船マナ

ー、オヴ、ペキン號へ乗込み歐洲へ赴かれたり

分れ交際費を來る十八日頃下渡さ

○判事補派任 司法省より於てハ來

判所へ判事補數名を派出せらるゝ

てハ法學生徒を人擧げ上判事補

頻りに取調中ありといふ

○海軍檢閲 其筋は於て先般海軍

二季の檢閲を行はんとし評議も

將校の内異議を唱ふる方あるより

れと誠ハ肝要な事なれは是非檢閲

再議中ありといふ

○陸軍諸兵 陸軍各隊は來る廿八

せらるゝに付翌廿九日より一月八

兵は外出を許さるゝよしと砲兵

方面本署建築科は來る三十日まで

○砲兵工廠 小石川陸軍砲兵工廠

廠へ村田銃製造の器械四臺を更

○借行社 九段坂の陸軍附行社に

陸軍々醫本部は軍醫一統が忘年の

○活版器械 陸軍省活版部より於て

印刷器械二臺を更ニ英國へ注文せ

○焼却紙幣 昨日大藏省印刷局より

紙幣の合數ハ七十万八千枚にて此

百圓にして種類ハ二圓札八万八千枚

千枚半圓札五万五千枚十錢札四十

○驛遞局巡視 今度驛遞局中へ新

視の官服は紺羅紗ハ長マントに

如き形にて前章は金色の丸に驛

るもれとて局内を併分毎ニ巡視

○西班牙國大博覽會 西班牙國

來明治十六年四月一日より大博覽會

ハ本邦より於ても出品有之度旨を昨

務省へ照會あり

○鑛山區分 來る十六年よりと全

業を猶一層擴張せらるゝの御趣意

國を併せて鑛山何區と更に區分せ

○下水操立 赤坂區田町通り溜池

水溜飯島居の御苑中の池より流出

櫻川より出で後池に入るものある

ルを以て數町に跨る大下水にて

分の入費を區内諸業にけり後々

池今般赤坂區田町の各地主が相談

町に町日誌を編纂し大木を伏せ

凡そ七町計の上下水二區を

右と左に分れて下町の

凡そ七町計の上下水二區を

右と左に分れて下町の

凡そ七町計の上下水二區を

右と左に分れて下町の